

議案第38号

加西市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

加西市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月11日提出

加西市長 西村 和平

加西市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の予防、生活支援対策及び地域経済対策等に資するため、加西市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条の趣旨にそう寄附金の額
- (2) 加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (3) 基金の運用から生ずる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(加西市ふるさと寄附条例の一部改正)

2 加西市ふるさと寄附条例（平成20年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延を防止し、市民生活及び地域経済の安定を市民全員で支え合うため、感染症予防、生活支援及び地域経済対策等の財源に充てる基金の設置並びにその管理について必要な事項を定めるもの。また、ふるさと納税の寄附金を活用する事業に「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」を加えるため、所要の改正を行うもの。